

平成29年3月1日

福島県ハイテクプラザの研究不正防止対策行動計画

「福島県ハイテクプラザにおける研究活動に係る不正行為防止要綱」に基づき、研究活動の研究不正防止対策行動計画を下記のとおり定める。

1 福島県ハイテクプラザの責任体系の明確化

ハイテクプラザ所長を最高管理責任者とし、研究倫理推進責任者、研究活動不正防止推進事務局の体系を整備し、責任を明確化する。

2 研究計画の確認

競争的資金等の応募に際しては、研究計画が妥当なものか確認する。また、課題実施中においては、各課題の計画書等と実態に乖離がないか確認するとともに、進捗状況等について必要に応じて調査を実施する。

3 予算執行及び執行管理

予算執行においては、計画書に沿った適正な時期、目的、方法等に即した予算管理を行う。また、発注、検収等については、チェックシステムを有効に機能させ、取得した物品については適切に使用し、管理する。

4 出張

出張計画においては、妥当な出張であるかを確認する。また、旅費の二重払い等が生じないように十分な連絡調整を行う。